京都・八幡「神ボラ」大量動物殺害事件

告訴、告発のご参加のご案内と寄付金のお願い

２０２０年7月２７日

〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階

ＴＨＥペット法塾代表　弁護士　植田勝博

京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件・弁護団

１　弁護士　植田勝博　TEL06-6362-8177　FAX06-6362-8178

アドレス　Email：uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

２　弁護士　榊原大輔　TEL06-6364-2201　FAX06-6364-2202

アドレス　Email：daieisougou.info@gmail.com

３　弁護士　向井雄紀　TEL06-6364-2201　FAX06-6364-2202

アドレス　Email：daieisougou.info@gmail.com

2020 年 6 月 3 日、京都府八幡市内にある「神ボラ」と呼ばれている動物保護ボランティアをしている人の自宅内で、数十匹の犬猫の死体が散乱していたことが発覚する事件がありました。この事件はメディアにも取り上げられ、警察の捜査もおこなわれているところです（くわしくは下記リンクをご参照ください。）。

https://www.asahi.com/articles/ASN6B30VYN68PLZB016.html

この事件では、警察の捜査内容に問題があり、動物愛護法の規定する動物犯罪の嫌疑の証拠関係が散逸し、適切な犯罪捜査と刑事手続がなされないおそれがあります。被疑者に対する刑事責任を明確にするために、ＴＨＥペット法塾の３人の弁護士が弁護団を結成して告訴・告発の対応をすすめています。事件について、被害者から事情聴取をして、動物虐待罪、みだりな殺傷罪、引取詐欺の、事実と証拠を前提として、京都府警本部と京都八幡警察に申入書を提出しました。申入書は、別途、ＴＨＥペット法塾

のホームページに掲載を致しました。

この事件について、3 人の弁護士で取組むものとして、今後の告訴、告発などに要する弁護士費用に関する予算として 35 万円を組みました。

ＴＨＥペット法塾としては弁護団費用の一部として 10 万円を提供致しました。告訴、告発費用は、義務的負担では参加者が少なくなると考えられ、告訴、告発する方々、その他一般の方々にも寄付金を募ることとしました。

つきましては、告訴、告発へのご参加いただます方は，別紙の委任状をプリントアウト後，所定の箇所にご住所，ご氏名をご記入いただき，２箇所（委任状上部，ご氏名右横）のご押印（認印可，シャチハタ印不可）のうえ，別途連絡先電話番号を添えて上記弁護士事務所宛にご郵送賜わりますようお願い申し上げます。

またご寄付にご賛同いただけます方は，振込名義人を「【本名フルネーム】（空白）キフキン)」とご指定のうえ下記預金口座へと寄付金のお振込みのご支援をよろしくお願い申し上げます。なお，寄付金につきましては５０００円単位でのお振込みとしていただければ幸いです。

記

金 融 機 関：徳島大正銀行（銀行コード：０５７２）
西天満出張所（店番：１６１）
預 金 種 別：普通預金
口 座 番 号：３０３９７７７
口座名義人：京都八幡動物殺害事件　弁護団代表弁護士　植田　勝博
(ｷｮｳﾄﾔﾊﾀﾄﾞｳﾌﾞﾂｻﾂｶﾞｲｼﾞｹﾝ ﾍﾞﾝｺﾞﾀﾞﾝﾀﾞｲﾋｮｳﾍﾞﾝｺﾞｼ ｳｴﾀﾞ ｶﾂﾋﾛ)

幸いにも多くの方々からの寄付金が集まりました場合には、弁護団費用を除いた残額につきましてはＴＨＥペット法塾の活動支援金としての提供を予定しております。

告訴・告発の募集と、情報提供募集、寄付金募集の案内を、支援をされる皆様のＳＮＳで発信をお願い申し上げます。

㊞

委　任　状

２０２０年　　月　　日

〒

住　所

委任者　　㊞

私は，次の弁護士を代理人と定め，下記の事件に関する事項を委任します。

弁護士　植 田　勝 博
事務所　〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号
大阪弁護士ビル４階　植田勝博法律事務所
電　話　06-6362-8177　ＦＡＸ　06-6362-8178

弁護士　榊 原　大 輔
弁護士　向 井　雄 紀
事務所　〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号
大阪弁護士ビル４０８号　大栄総合法律事務所
電　話　06-6364-2201　ＦＡＸ　06-6364-2202

記

第１　事件の表示
１　被告訴人（被告発人）　増山 珠美

２　被疑事実　動物の愛護及び管理に関する法律違反
詐欺

第２　委任事項
１　上記事件に対する告訴行為（又は告発行為）に関する一切の権限
２　上記１に関連する行政等への申入その他法制度，社会システムを改善するための行為